

農村の振興

ー令和7年度食料・農業・農村白書からー

政府は、令和8年5月29日に「令和7年度食料・農業・農村白書」を閣議決定し、公表した。そのうちから、「第6章 農村の振興」の部分を紹介する。

なお、白書の構成は次のようになっている。

特集1 米の安定供給に向けた対応

トピックス1 地域農業の将来を描く地域計画の取組

トピックス2 特別企画：昭和100年を振り返って

トピックス4 農福連携の更なる推進

トピックス5 令和6年能登半島地震等への対応

第1章 世界の食料需給と我が国の食料供給の確保

第2章 農業の持続的な発展と食料持久力の確保

第3章 輸出の促進

第4章 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

第5章 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

第6章 農村の振興

第7章 自然災害への対応

第6章 農村の振興

多様な人材が農村に関わる機会の創出

人口減少と高齢化が並行して著しく進行している農村の地域コミュニティを維持するためには、農村に関心と関わりを持つ「農村関係人口」を創出・拡大するとともに、都市から地方への移住・定住につなげていくことが不可欠です。

本節では、農村人口の動向、農村関係人口の拡大、移住・定住の促進や農山漁村の活性化に向けた取組について紹介します。

(1) 農村人口の動向

(人口減少と高齢化が進行)

農村の高齢化率は令和2(2020)年時点で35.0%と、都市部よりも25年程度先行しています。

また、人口減少は、都市的地域から山間農業地域になるほど顕著となり、特に山間農業地域においては、令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて、人口が5割以上減少すると見込まれています。

特に山間農業地域においては、令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて、人口が5割以上減少すると見込まれています。

国立社会保障・人口問題研究所が令和3(2021)年6月に実施した調査によると、令和

3 (2021)年の平均出生子ども数は、農村で 1.97 人、都市で 1.7 人と、農村の方が高くなっているものの、総務省の調査による転出入者数で見ると、一部の地域を除きほとんどの道府県で転出者数が転入者数を上回っている状況にあります。

農村を含む過疎地域では、平成 21 (2009)年度を境として、高齢化による自然減が都市への人口流出による社会減を上回るようになりました。人口減少が特に著しい地域では、集落の存続が危ぶまれており、これまで集落の共同活動により支えられてきた農業生産活動の継続が困難になることが懸念されます。

(農村では製造業や医療・福祉等の多様な産業が開開)

農村では第一次産業に限らず、多様な産業が展開され、総務省の国勢調査によると、令和 2 (2020)年の農村の産業別就業者数は、「製造業」が 348 万人で最も多く、次いで「医療、福祉」となっており、「農業、林業」は 156 万人で全体の 8.6%となっています。農村人口の減少に歯止めをかけ、農村での就業機会を確保するためには、農村における産業の振興や起業を促していくことが重要です。

また、北海道の日高地域を中心とした軽種馬の生産といった、地域特有の産業が農村における雇用や経済を支える役割を果たしている例もあります。今後も、優秀な競走馬が生産されるよう、農林水産省は関係団体による産地における人材確保や生産基盤の強化等の取組を後押しすることとしています。

(2) 農村関係人口の創出・拡大

(農村関係人口の拡大に向けては複線型アプローチが必要)

国土交通省が令和 5 (2023)年 9～10 月に実施した調査によると、全国の 18 歳以上の男女のうち、2 割強が特定の地域に継続的かつ、多様な形で関わっていると推計されました。

農村関係人口については、「農村への関心」や「農村への関与」の度合いに応じて多様な関わり方があり、担い手不足の解消や賑わいの創出等につながることを期待されています。農村関係人口の拡大に向けては、農村への関わり方やその深め方が人や地域によって多様であることを踏まえて、複線型アプローチが重要となっています。

例えば農泊や農業体験で農村に触れた都市住民が、援農ボランティアとして農村の仕事に携わるようになり、二地域居住を経て、最終的には就農するために農村へ生活の拠点を移すケース等も想定されます。

また、都市と農村の交流によって農村関係人口を増加させ、農産物・食品等の特産品の消費拡大や地域の共同活動への参加を促し、集落機能を補完する取組を進めることも重要です。

農林水産省では、農村関係人口を増加させるため、従来の都市と農村の交流に加え、農業・農村が有する様々な資源を活用して、二地域居住や農泊等を推進することとしています。

(「ふるさと住民登録制度」の創設)

地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげるため、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組みとして「ふるさと住民登録制度」の創設に向けた検討が進められており、令和 8 (2026)年度中にモデル事業での実証を踏まえ、プラットフォーム

ムとなるシステム及びアプリの開発を行うとともに、効果的な事例の創出を図ることとしています。

(3) 移住・定住、二地域居住の促進

(改正広域的地域活性化法により二地域居住を促進)

生活拠点を地方へ移すに当たっては、UIJ ターンのみならず、都市・地方の二地域居住という選択肢もあります。

令和6(2024)年11月の改正後の広域的地域活性化法に基づき、二地域居住の促進のための計画を策定することで、市町村は住宅、コワーキングスペース、交流施設等の二地域居住に必要な環境整備に係る支援を受けやすくなりました。令和7(2025)年度には、新たに計19府県が広域的地域活性化基盤整備計画を作成し、当該府県内の市町村が支援を受けています。

また、令和6(2024)年10月には、地方公共団体や多様な民間事業者で構成され、二地域居住の促進に係る様々な施策・事例の情報交換、課題の整理や対応策の検討・提言等を行う「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」が発足しました。

農林水産省としても、農山漁村における二地域居住の推進は、地域の活性化や課題の解決に有効な取組であるとして、受入れに向けた環境整備や定住・交流を促進するための施設整備等を支援しています。

(4) 農山漁村の活性化の促進

(農林水産地域の活性化に向け地方みらい共創戦略を策定)

農林水産省では、農林水産地域の活性化に向け、令和7(2025)年5月に「地方みらい共創戦略」を取りまとめたところであり、里業・森業・海業等の主要7分野において付加価値創出に資する各種施策に取り組むこととしています。

同戦略では、具体的な施策として、国と地方の共創による地域レベルの官民共創拠点「農林水産地方創生センター」の形成等を取りまとめており、令和7(2025)年7月には福井県において全国第1号となる「福井県農林水産地方創生センター」が設立されました。

(「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトを通じて課題解決を支援)

農林水産省では、企業等の活力を人口減少下の農山漁村に取り込むため、令和7(2025)年2月、『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクトを開始し、(1)官民共創の関係者が集まる場である「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームの創設と個別テーマの検討、(2)拠点の創設、課題解決モデルの選定による具体的な案件形成の促進、(3)農山漁村の課題解決によって生まれる社会的・環境的な変化や効果(インパクト)の可視化による、企業が農山漁村に関わるインセンティブの向上、(4)大企業による課題解決に向けた取組の促進、(5)このような取組を国が証明する制度の創設を行っています。

令和8(2026)年3月末時点で約650企業等が参画している同プラットフォームにおいては、シンポジウム等により機運醸成や情報発信を行うとともに、個別のテーマについても検討を進めてきたところであり、令和7(2025)年7月には、新たに農山漁村における課題に取り組もうとする企業、農山漁村における課題を有している地方公共団体等

を対象に、具体的な取組事例や課題等を体系的に整理した「農山漁村」課題解決実践要点集を作成したほか、令和8(2026)年3月には、学生の参画促進に関する議論を取りまとめた「農山漁村」学生共創ガイドや、社会的影響力の高い大企業による農山漁村の課題解決に向けた取組を普遍化することを目的とした企業による農山漁村への参入・取組の持続に関する手引・論点集を公表しました。

農山漁村の課題解決に向けた具体的な案件形成については、各地域で企業と地方公共団体等をつなぐ中間支援の役割を担う地域金融機関との連携を進めており、令和7(2025)年度は10金融機関との連携を促進するとともに、農山漁村においてインパクトを創出し得る企業の良質な取組を幅広く募集し、11社の取組を「農山漁村」インパクト創出ソリューションとして選定しました。このような取組の農山漁村現場への実装に向け、地域の課題解決に活用を希望する地方公共団体等を募集し、ソリューション提供企業等とのマッチング及び伴走支援を実施しています。

このほか、企業等の農山漁村の課題解決に取り組むインセンティブを高めるためには、農山漁村の有するポテンシャルを活用した取組を広く周知していくとともに、そうした取組によって創出されるインパクトを可視化していくことが重要です。農林水産省では、企業等の個別の取組を後押しできるよう、令和7(2025)年10月に、企業等の金銭的・技術的・人的なりソースを農山漁村の課題解決に活用している取組について国が証明を行う、「農山漁村振興への貢献活動に係る取組証明書」制度を開始しました。また、新たに課題解決に取り組もうとする企業等の参考となるよう、令和8(2026)年3月には「農山漁村」インパクト可視化ガイダンスの改訂を行い、農山漁村における課題の深掘りやインパクトの分析手法に係る記載を充実させました。

(事例) 棚田研修を通じて関係人口の創出を推進(新潟県)

農村人口の自然減が進む中、地域と生産の維持には外部から人を呼び込む仕組みが必要です。このような状況において、都市と農村を行き来する地域との関わり方を、NTT エヌティティ東日本株式会社 地域循環型ミライ研究所では、「通い農」として推進しており、この取組は、地域活動への参画を促し、関係人口の創出につながる重要なアプローチとなる可能性があります。

同研究所は、棚田には、担い手不足等の中山間地域の課題と、生物多様性・国土の保全機能や景観等の文化資源としての価値が凝縮されていることに着目し、新潟県十日町市の社会起業家等と連携した棚田研修を行いました。

同市では、14地区の棚田が「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～(ポスト棚田百選)」に認定されています。同研究所は、同市の農業者との対話や棚田の稲刈り、地域おこしロールプレイング等のプログラムを企画しました。参加者が棚田及び中山間地域での多様な価値観や課題を学び、自ら考えることを通じ、参加者のCSVマインドの醸成といった人材育成効果を生むとともに、関係人口の創出や地域交流を通じた、棚田地域の活性化に取り組みました。

同研究所が実施したアンケート調査によると、参加者から同市への応援のほか、

耕作体験への参加意欲等も示され、物理的距離を補完する ICT 技術の活用等の関係人口創出に向けた課題が明らかになりました。通い農を通じた関係人口創出が期待されています。

第2節 農村における所得の向上と雇用の創出

農村における所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組として、農村の多様な地域資源を最第限活用し、他分野との連携によって付加価値を創出することが重要です。

本節では、農泊、農福連携等の取組について紹介します。

(1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

(農村の活性化に向けた多様な主体の取組を推進)

農村の活性化には、所得の向上と雇用の創出を通じた農村内部の人口維持や外部人材の呼び込みが不可欠です。農林水産省では、農林水産物を始めとする多様な地域資源を活用して、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出する「里業」等の取組を推進するとともに、地域経済の活性化につながるよう、地元の若者や事業者による域内での起業や事業展開を後押しすることとしています。

(事例) 地域住民の交流点づくりにより地域経済を活性化(青森県)

青森県中泊町の中泊町農産物加工販売施設出荷者協議会は、地域の活性化につながる取組を目指して設立された組織です。同協議会は、株式会社アクトプランが運営する中泊町特産物直売所ピュアと連携し、互いの目標等を話し合いながら相互補完的に活動しています。

同協議会は、高齢の生産者が運転免許証を返納し、出荷が困難になる状況に対応するため、生産者の自宅での集荷に加え、コミュニティバスを活用した集荷体制を構築し、集荷を支援しています。これらの取組により直売所の品しな揃ぞろえが充実し、会員の年間販売額の増加に寄与しています。

また、同協議会は宅配や移動販売の体制も整え、高齢者や車を持たない買物困難者を支援しています。さらに、商工業者との協力で地域住民を結ぶイベントを開催しています。同協議会は、引き続き生産者の負担軽減を図りつつ、多角的な活動を通じて地域経済の活性化に貢献することとしています。

(2) 農泊の推進

(農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図る農泊を推進)

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことであり、その狙いは、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出すとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入り口とすることにあります。

農林水産省では、観光庁等と連携しつつ、地域内の関係者を含む実施体制を構築し、食、文化、歴史、景観等の多様な地域資源を活用して、インバウンドを含む旅行者の農山漁村への誘客促進や、宿泊単価等の向上に資する取組を推進することとしています。(農泊地域への誘客拡大を推進)

農泊地域の延べ宿泊者数は、近年増加の向にあり、令和6(2024)年度には、868万人泊と前年度に比べ73万人泊増加しました。令和11(2029)年度までに1,200万人泊という目標達成に向け、更なる誘客拡策を目指しています。また、インバウンドの延べ宿泊者数も75万人泊と前年度に比べ36万人泊増加しました。一方で、農泊地域の1泊当たりの平均宿泊費は観光旅行全体に比べ安価であり、農泊の高付加価値化が課題となっています。

(地域協議会を心とした農泊推進に向けた取組を後押し)

農泊の推進に当たっては、地方公共団体や観光協会を始めとする地域の様々な組織や団体が参画する地域協議会において、地域としての農泊のビジョンや取組について合意形成を行い、組織を牽引するリーダーと観光コンテンツ等を提供する関係者との間で取組内容を共有する場となること等が期待されています。農林水産省では、農泊の運営主体となる地域協議会等に対し、地域資源を活用した体験プログラムや食事メニューの開発といったソフト対策と、古民家や廃校舎等の施設整備といったハード対策の両面から支援を行うこととしています。

(事例) 地域資源を活かした農泊の取組を展開(三重県)

三重県大紀町では、一般社団人大紀町地域活性化協議会が中心となり、地域資源を活かした持続可能な観光の一環として「農泊」を推進しています。同協議会は、地域の課題である過疎化や高齢化、空き家の増加等の解決に資するよう、農泊を通じて地域の魅力を再発見する取組を展開しています。

大紀町には旅館やホテルがほとんど存在しないため、同協議会は体験民宿の開業支援や営業活動を行うほか、ワンストップ窓口を設置し、国内外の教育旅行や団体旅行の受入れを促進しています。

令和6(2024)年時点で、体験民宿・キャンプ場等の宿泊施設は25軒以上に上り、年間3千人以上の宿泊者を受け入れています。農林漁業体験、自然体験、郷土料理づくり、文化体験等の70種類以上の体験プログラムが用意されており、訪問者は地域の暮らしに触れながら、学びと癒しを得ることができます。特に人気のあるプログラムには、自然が生み出した神秘的な地底の世界を体験できるケイビングツアー(洞窟探検)や、「生業×食育×海洋環境」について学べる小型定置網漁業体験等があります。

また、食の魅力発信にも力を入れており、地元の松阪牛、鮎、伊勢茶等を活かした体験プログラムが高い評価を得ています。

くわえて、インバウンド対応にも積極的で、宿泊施設や飲食店と連携し、ヴィーガン・ベジタリアン・ハラール等の食の多様性に対応した受入体制整備にも取組

んでいます。

このように同協議会は、地域の時然・文化・食を活かし、観光による地域振興を推進しており、今後も地域住民と連携しながら、持続可能な観光のあり方を模索し続けていくことが期待されます。

(「農泊インバウンド受入促進重点地域」の4400地域を支援)

農泊推進実行計画で策定された令和7(2025)年度までに農泊地域の年間延べ宿泊者数に占めるインバウンドの割合を10%に向上させる目標の達成に向け、農泊地域へのインバウンドの受入れを促進してきました。農林水産省では「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域に対し、関係機関と連携した農泊の魅力を発信する海外向けのプロモーションと、ソフト・ハード両面での受入環境整備を支援することを通じて、農泊地域へのインバウンド誘客体制を重点的に強化し、地方誘客と地方消費をより一層促すこととしています。令和7(2025)年度は「農泊インバウンド受入促進重点地域」を対象とした「地域の滞在プランコンテスト」を開催し、受賞地域への観光業者等による伴走支援、動画制作による海外向けプロモーション等への支援を行いました。

(3) 農福連携の推進

(農福連携等に取り組む主体数が増加)

「農福連携」は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。農福連携に取り組む障害者就労施設の中には、認定農業者として地域農業の担い手となり、農業生産に加えて農産物の加工・販売、レストランの運営等を行う施設もあり、地域農業の維持、農村の活性化、障害者賃金等の引上げの観点からも重要な取組となっています。

農林水産省では、市町村、農業や福祉の関係者等が一体となった地域協議会の取組を後押しするとともに、11月29日の「ノウフクの日」等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進することとしています。

令和6(2024)年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(以下「推進ビジョン」という。)では、令和12(2030)年度末までに農福連携等に取り組む主体数を1万2千以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標としており、令和6(2024)年度の調査によると、農福連携等に取り組む主体数は8,277主体となりました。また、地域協議会に参加する市町村数は144となっています。

(事例) 農業法人が共同して障害者の社会参画と自立支援を実現(徳島県)

徳島県内の農法人4社が共同して立ち上げた同県徳島市株式会社菜々屋、同県内の各農協と連携し、障害者による施設外就労を積極的に展開することで、農繁期の人手不足を補い、利用者の社会参加と自立支援を実現しています。

事業内容は、二人又は三人の施設利用者と一人の支援者がユニットを組んで行う農作業であり、働く人が安全に作業できることを重視しています。また、収穫

作業やパック詰め等の農作業を請け負うサービスを提供しており、農業者の負担軽減と作業効率の向上に寄与しています。さらに、利用者の障害特性に応じて集中力や丁寧さが求められる作業を担当してもらうなど、個々の特性を活かした作業配置を行うことで、農業現場の人手不足の解消にも貢献しています。

同社は、トラクターの運転等の専門的なスキルを身に付けてもらうことを重視しています。令和7(2025)年度末までに、同社から約40人が農業法人、農協等に一般就労しました。この中には、同社で支援者として活躍する者も出てきています。一般就労は施設利用者にとっての目標となっており、同社は、農作業に加え、パソコン操作や事務処理等の基本的な業務スキルの習得を支援することにより、これを後押ししています。

(農福連携等応援コンソーシアムによる普及・啓発を推進)

農林水産省では、厚生労働省等の関係省庁と連携し、国・地方公共団体、関係団体等のほか、経済界や消費者等の様々な関係者が参画する「農福連携等応援コンソーシアム」による取組の輪の拡大に取り組んでいます。令和7(2025)年8月には、企業による農福連携等の取組を更に推進するため、同コンソーシアムの下に「農福連携等企業部会」を設置しました。

同コンソーシアムでは、令和2(2020)年度から毎年度「ノウフク・アワード」において優良事例の表彰を行っており、令和8(2026)年1月には、農福連携等に取り組む団体、企業等の優良事例21団体を「ノウフク・アワード 2025」で表彰しました。同コンソーシアムに参画する団体・企業等の数は年々増加しており、令和8(2026)年3月末時点で641となっています。

(農福連携の裾野を広げ地域共生社会を実現)

農福連携の普及に伴い、その取組の裾野も広がっています。ノウフク・アワードの受賞団体の中にも、農業者や障害者就労施設のみならず、企業、地方公共団体、農協、特別支援学校等の様々な主体が見られます。また、障害者の丁寧な手作業を活かして有機農業や高品質な商品の製造を行うなど、高付加価値化を実現している事例や、地域の商工業・観光業等との連携、地域の未利用資源の活用等を通じて、農福連携を中心とした地域づくりに取り組む事例も見られます。

また、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象が広がっています。

推進ビジョンに掲げられた取組を実践することで、我が国の食と地域を支える農業の発展や、障害者等の更なる社会参画等が促進されるとともに、全ての人々がその生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現につながることを期待されます。

(4) 多様な人材等の参画の推進

(半農半Xの取組の広がり)

農業や農村との関わり方が多様化する中、生活に必要な所得を確保する手段として、農業と別の仕事を組み合わせる「半農半X」の取組が広がりを見せています。

半農半Xの「農」は農業を指し、「X」に当たる部分は会社員、農家民宿等多様です。

本人又は配偶者の実家等で農地を継承して半農に取り組むUターン型の事例や、様々な仕事を組み合わせて通年で働く事例も見られます。

農林水産省では、新規就農の促進等のほか、関係府省等と連携し、半農半X等の多様なライフスタイルの実現に資する「人口急減地域特定地域づくり推進法」の仕組みの活用を推進しています。

(特定地域づくり事業協同組合の認定数は着実に増加)

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域特定地域づくり推進法に基づき、人口急減に直面する地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援を行うものです。令和8(2026)年3月末時点の特定地域づくり事業協同組合数は、136組合と前年同月末時点に比べ28件増加しました。

本制度の活用により、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を図ることが期待されています。

(地域おこし協力隊の隊員数は前年度に比べ増加)

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移し、全国の様々な場所で地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援等の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であり、総務省がその推進に取り組む地方公共団体に対して必要な財政上の措置を行っています。総務省が令和6(2024)年度に実施した調査によると、同年度の隊員数は7,910人と前年度に比べ710人増加しました。また、直近5年に任期を終了した隊員のうち、69%が活動地と同じ地域に定住しています。

(5) 地域を支える体制・人材づくり

(地方公共団体における農林水産部門の職員数は減少傾向で推移)

近年、地方公共団体の職員、特に農林水産部門の職員が減少しています。同部門の職員数については、令和7(2025)年は7万8,031人と、平成17(2005)年の10万2,887人から24.2%減少しました。

農業現場の多様なニーズに対応するため、地方公共団体においては、今後とも限られた行政資源を有効に活用しながら、それぞれの地域の特性に即した施策を講じていくことが重要となっています。

第3節 農村に人が住み続けるための条件整備

集落活動を担う人材が不足し、集落機能が低下する農村地域の割合が上昇する中、農山漁村における定住や交流促進、関係人口の創出・拡大に向け、「経済面」の取組に加え、生活の利便性を確保する「生活面」の取組を推進し、農村に人が住み続けるための条件を整備していくことが必要となっています。

本節では、生活面を支える「農村型地域運営組織」(以下「農村RMO」という。)の形成や、生活インフラ等の確保に関する取組について紹介します。

(1) 農村 RMO の形成

(地域運営組織の形成数は増加傾向だが、農業・農村に関する活動は少数)

中山間地域を始めとした農村地域では高齢化・人口減少が顕著であり、農業生産活動のみならず、農地・農業用水路等の保全や買物・子育て等の生活支の取組を担ってきた地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

このような中、地域で暮らす人々が中心となって課題解決に向けた取組を持続的に実施する地域運営組織の形成数は増加傾向にあり、令和 7 (2025) 年度には 8,587 団体となっています。しかしながら、祭り等のイベントの実施や、地域の美化・清掃活動等の生活支援活動が各地で行われている一方で、農業・農村に関する活動を行っている地域運営組織の割合は 1 割未満にとどまっています。

(農用地保全や生活支援等に取り組む農村 RMO の形成を推進)

中山間地域等においては、複数の集落の機能を補完し、農用地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支等地域コミュニティ維持に資する取組を行う「農村 RMO」の形成を推進していくことが重要となっています。

農林水産省は、農村 RMO を目指す団体等が行う農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定、これらに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組に対して支援を行い、農村 RMO の形成を推進しています。また、地方公共団体や農協、中山間地組織等から構成される都道府県単位の支援チームや全国プラットフォームの構築を支援しています。

(事例) 集落の再生、活性化及び存続に向けた農村 RMO の活動を展開(宮崎県)

宮崎県西都市の東米良地区では、銀鏡神楽を始めとして、古くから継承される集落活動を大切にしています。高齢化や人口減少が進む中、地域住民や地域の企業・団体、行政が一体となって同地区を「1000 年続く村」とするため、令和 4 (2022) 年度に農村 RMO「東米良地区 1000 年協議会」を設立しました。

同協議会は、労働力部会や特産品技術継承部会、鳥獣被害対策部会、利便性向上部会から構成されており、年間労働力需給調査等により収集した情報を基に、人手不足解消に向けた労働力確保アプリの開発、熟練農家の栽培技術継承に向けた教材プログラムの作成、鳥獣被害対策で捕獲したジビエを用いた商品開発、IT 技術を活用した無人販売所における地場製品の販売、ニーズに即したオンデマンドカーの運用等について実証実験を行い、高齢化に伴い生じた地域課題の解決に向け、農用地保全、地域資源活用、生活支援に取り組みました。また、地域の課題を定期的に整理、可視化し共有することで地域住民の個々の要望を地域全体で解決する体制の構築を図りました。

今後は、各部会が実施する事業の収益化や安定した稼働に向け支援するとともに、地域内外の賛助会員の会費を活用するなど、効率的な運営を目指しながら同地区の関係者が一丸となって村おこし活動を展開することとしています。

(2)生活インフラ等の確保

(農村地域における交通・教育・医療・福祉等の充実を推進)

人口減少が進む農村においては、担い手の育成や農地の集積・集約化等に加え、交通・教育・医療・福祉といった地域に定住するための諸条件の維持・確保や、農業水利施設等の管理の省力化・高度化、スマート農業技術の実装等の ICT 等の活用に向けた情報通信環境を整備することが重要な課題となっています。

このため、政府は生活の利便性向上や地域交流に必要な買物支援等を推進するとともに、活力ある学校づくりに向けたきめ細かな取組を推進しています。また、へき地における医療の確保を図るとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

農林水産省では、農村における情報通信環境の整備に向けて、行政、土地改良区、農協、民間企業等による官民連携の取組を通じて、普及・啓発・人材派遣等のサポートを行うとともに、実装に関する調査、計画策定、施設整備への支援を実施しています。

(農村部においても公共ライドシェアを推進)

人口減少及び高齢化が全国的に進む中、免許返納した高齢者を中心に移動手段の確保に対する不安が高まっています。

国土交通省が令和7(2025)年2～3月に実施した調査によると、誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらいなど、地域交通に係る困りごとを抱えており、何らかの対応が必要と認識されている「交通空白」地区は2,057地区(717地方公共団体)に上り、居住人口は全の12.5%に当たるとしています。

農村に人が住み続けられる生活環境が確保されるよう、農村部の交通空白地において、農協や商工会、観光協会、地域運営組織等といった地域に根差した主体による公共ライドシェアの導入を推進する必要があると、政府では、引き続き、全国各地で多様な関係者の働き掛け、取組を推進することとしています。

(標準耐用年数を超過した農業集落排水施設は全体の約9割)

農業集落排水施設は、農業用水の水質保全等を図るため、農業集落におけるし尿生活雑排水を処理するものであり、農村の重要な生活インフラとして稼働しています。

一方、令和8(2026)年3月末時点で農業集落排水施設の87%が標準耐用年数である20年を経過するなど、老朽化の進や災害への脆弱性が顕在化するとともに、施設管理者である市町村の維持管理に係る負担が増加しています。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、農業集落排水施設の保全管理や維持管理の効率化のための再編・集約、強靱化を進めています。

(農道の適切な保全対策を推進)

農道は、農業の生産性向上等に資するほか、地域住民の日常的な通行に利用されるなど、農村の良好な生活環境を確保する重要なインフラであり、その総延長距離は令和7(2025)年8月時点で16万9,493kmとなっています。一方、農道を構成している構造物については、同年4月時点で供用開始後20年を経過するものの割合が橋梁で86%、トンネルで73%となっています。経年的な劣化の進行も見られる中、その機能を適切に維持していくためには、日常管理や定期点検、計画的・効率的な保全対策に取り組むことが

重要です。

このため、農林水産省では、市町村、土地改良区等の職員向けに、直接点検等の実施にも役立つ手引を作成し、保全対策の推進に取り組むとともに、農道の再編・強化や拡幅等による高度化を通じて、農業の生産性向上や農村の生活環境の整備を図っていくこととしています。

第4節 地域の共同活動の維持

農村では人口減少・高齢化が進み、農地等の地域資源や末端農業インフラの保全管理等を含む地域の共同活動等の維持が困難となり、農業生産活動に影響することが懸念されています。このため、非農業者も含む多様な人材が参画していく仕組みを構築していくことが重要です。

本節では、地域資源や末端農業インフラの保全管理に関する取組について紹介します。

(1) 地域資源の保全管理の状況

(多面的機能支払制度の認定農用地面積は前年度と同水準で推移)

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための多面的機能支払制度は、水路の草刈りや泥上げといった共同活動を支援する「農地維持支払」と、農村環境保全活動や施設の長寿命化といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払」の二つから構成されています。

令和7(2025)年度から始まった第3期対策について、これまでは環境保全型農業直接支払において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組について、地域でまとまりをもって取り組むことによって効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、「資源向上支払」の加算措置として支援しています。

近年、多面的機能支払制度の認定農用地面積は微増傾向で推移してきましたが、令和6(2024)年度は233万haと、前年度と同水準となりました。これに伴い、全国の農用地面積のうち同制度を活用している面積の割合は56.8%となりました。また、令和6(2024)年度における同制度の活動組織数は2万5,283組織と、前年度に比べ855組織減少しました。

(広域化組織のカバー率が拡大)

これまで、農地周辺の水路等の地域資源の保全管理は、小規模経営体を含む多数の農業者等の共同活動により行われてきましたが、年々、保全活動への参加者が減少してきています。また、人口減少・高齢化が進む中、共同活動の中核的役割を果たす者や事務処理を担当する者等の確保が困難となるおそれがあります。

このため、農林水産省では、保全活動や事務処理等を担う者を複数の集落で確保するための活動組織の広域化を推進しています。

(2) 末端農業インフラの保全管理

(共同活動への非農業者・多様な組織の参画や作業の省力化を推進)

末端の農業インフラは、農業生産の基盤であるだけでなく、雨水排水や交通等生活の基盤にもなっているため、非農業者を含む地域住民によって、泥上げや草刈りといった

共同活動を通じた保全管理が行われてきました。一方、農村人口の減少、高齢化等により、これまでの共同活動が困難となるリスクを踏まえ、他地域から移住して農業に取り組みつつ農業以外の事業にも取り組む者、地域資源の保全や地域コミュニティの維持に資する取組を行う者といった多様な形で農村に関わる者を確保することが必要となっています。

また、各地域において末端農業インフラの保全管理の在り方を明確にしつつ、管理コストの低減や管理作業の省力化を図ること等により、その機能を維持していくことも必要です。

このため、農林水産省では、地域の共同活動について、集落の枠組みを超えて広域的に保全管理活動を実施できる体制の構築や、非農業者や多様な組織の参画を促進し、各地域の末端の農業インフラについて、土地改良区を中心とした連携管理保全計画(通称は「水土里みどりビジョン」)の策定を通じて、保全管理の役割分担の明確化を推進していくこととしています。

また、最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、法面の被覆等による作業の省力化や ICT の導入等による作業の効率化を推進していくこととしています。

(事例) 幅広い地域住民の参画により地域資源の保全を進進(福井県、鳥取県)

(1) 広域化により持続的な活動体制づくりを展開

福井県鯖江市のグリーンネットさばえは、平成19(2007)年に水・土・里ネット中野として活動を開始しました。その後、近隣の活動組織において事務作業を含む活動の継続が困難となる状況があったことから、広域で支え合う体制を構築するため、平成27(2015)年度に広域活動組織となり、令和7(2025)年度には33集落、6土地改良区にまたがる農地において取組を継続しています。

また、地域内の水路、農道等は、その多くで老朽化が進んでいたことから、費用負担を軽減しながら長寿命化対策を推進するため、水路の法面の補修やコンクリート水路への更新を地域住民が自ら直営で施工することで、施工費を削減するほか、地域内の人材発掘、技術力の向上につなげています。

さらに、人口減少・高齢化による活動参加者の減少に対応するため、農業者や地域住民で構成する草刈隊を設置し、広域活動組織内で労力の補完を図るほか、大型草刈機の使用により、作業負担の軽減を図るなど、限りある人的資源等を有効に活用する工夫を凝らしながら、地域の共同活動の継続を目指しています。

(2) 多様な人材が参画した農農村文化の伝承や防災・減災に関する活動を展開

鳥取県鳥取市の会下部落地域資源・環境保全プロジェクトでは、大堤池を中心とした農村文化伝承活動や景観形成活動、防災・減災に関する活動を展開しています。毎秋、同池の水を抜き、「うぐい」と言われる竹で編んだ筒状の漁具を使った伝統漁法での漁を行うことを通じ、農業用ため池の管理と農村文化の伝承に地域一体となって取り組んでいます。また、豪雨災害に備え、令和4(2022)年度から田んぼダムに取り組んでおり、水田貯留機能の強化や、河川への流出量を抑

制する効果も期待されています。

これらの活動や水路清掃等に、非農業者や大学生、地元の小学生が参加するなど、多様な人材が参画した活動が展開されています。

第5節 中山間地域等の振興

中山間地域は、食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地等の不利な生産条件に加え、人口減少、高齢化、担い手不足、荒廃農地の発生、鳥獣被害の発生といった厳しい状況に置かれており、将来に向けて農業生産活動を維持するための取組を推進していく必要があります。

本節では、中山間地域等の振興を図る取組について紹介します。

(1) 中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進

(中山間地域の農業産出額は全国の約4割)

我が国の人口の約1割、総土地面積の約6割を占める中山間地域は、総農家数、耕地面積、農業産出額ではいずれも全国の約4割を占めており、我が国の食料生産を担うとともに、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全や良好な景観の形成といった多面的機能の発揮においても重要な役割を担っています。

一方、中山間地域には傾斜地が多く、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化等が容易ではないため、規模拡大等による生産性の向上が平地に比べ難しい状況にあり、平地農業地域では経営耕地面積1.0ha未満の農業経営体数が全体の約4割であるのに対し、山間農業地域では約6割となっています。また、中山間地域では、担い手の不足や鳥獣被害の発生にも直面しています。

(中山間地域等直接支払制度の協定数は前年度とほぼ同程度)

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続を支援する制度として平成12(2000)年度から実施してきており、平成27(2015)年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施しています。

令和6(2024)年度の同制度の協定数は2万4,446協定と前年度に比べ36協定増加し、協定面積も66万1千haと前年度に比べ1.5千ha増加しました。一方、集落協定の参加者数は50万2千人と前年度とほぼ同程度になっています。協定参加者の高齢化が進む中、活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止といった課題に対応するためには、活動の継続に向けた体制づくりが重要です。

(中山間地域等直接支払制度の協定間の連携と共同活動の活性化に向けた支援が重要)

令和6(2024)年8月に公表した「中山間地域等直接支払制度(第5期対策)の最終評価」によると、第5期対策にて減少が防止されたと推計される農用地面積は約8.4万haです。

協定面積が小さく、参加者数が少ない小規模な集落協定では、活動の廃止意向が示される割合が高くなっており、共通の課題を有する複数の集落協定間で連携するネットワーク化や、農業者のみならず多様な組織等が参画するための体制づくりを進めることが

重要です。

令和7(2025)年度から開始された第6期対策では、中山間地域等の農用地8.4万haの減少防止を目標として設定し、農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図っています。共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みが構築されるよう、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくり、スマート農業技術の導入による農作業の省力化・効率化、棚田地域における振興活動等を推進しています。

(山村の自立的かつ持続的な発展を促す取組を推進)

振興山村は、人口減少や高齢化等が他の地域より進んでいますが、農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っています。それらの恵沢を国民が将来にわたって享受できるよう、山村における持続的な地域社会の維持及び形成のため、山村地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出、所得の向上を図ることが重要となっています。

令和7(2025)年3月には山村振興法が改正され、同法の期限が10年間延長されました。農林水産省では、山村活性化や自立的かつ持続的な発展を促し、山村への移住・定住や地域間交流の促進を図るため、地域資源を活かした商品の開発等を支援しています。

都道府県や市町村においては、各地域の実情を踏まえた山村の振興に関する方針や計画の策定が進められています。

(2) 中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策の推進

(中山間地域等の特性を活かした複合経営等を推進)

中山間地域を振興していくためには、清らかな水や冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、需要に応じた市場性のある作物や現場ニーズに対応した技術の導入を進めるとともに、多様な複合経営を推進することで、新たな人材を確保しつつ、多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現できるようにする必要があります。

このため、農林水産省では、中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を支援しています。また、米、野菜、果樹、飼料等の複数の作物生産のほか、畜産や林業、他業種も含めた多様な組合せによる複合経営を推進するため、「農山漁村振興交付金」等により地域の様々な取組を支援しています。

(事例) 複合経営を通じて地域経済の活性化に貢献(佐賀県)

佐賀県鹿島市はかんきつ類の栽培が盛んですが、高齢化の進行や後継者不足から、荒廃園地の増加が課題となっています。長年かんきつ栽培を営んでいた増田好人さんは、約15年前から荒廃園地を活用し牛の放牧を開始し、果樹と畜産の複合経営

を実践しています。

増田さんは同市による実験放牧をきっかけに、イノシシの住みかとなる藪やぶの解消を目的として牛を導入した後、かんきつ栽培と放牧の両立に向けて、農地中間管理機構(農地バンク)を活用して畑、ハウス、牧場等の農地を集約しました。また、大学や研究機関と連携し、スマートフォンを用いた給餌や体重測定、ライブカメラを用いた健康状態の確認等の ICT 技術を活用した牛の管理により、効率的な放牧を実施しています。

さらに、放牧牛の精肉や加工品を地元の道の駅で販売するなど、地域資源のブランド化にも取り組んでいます。

かんきつ栽培の面では、同市や地元の農協が推進している農法や先進技術を導入し、甘味と酸味のバランスが良いかんきつ類の生産に取り組むことで付加価値を向上させ、収益性の高い栽培を実現しています。

今後は、同市や集落、地域の企業、研究機関等の協力を得て培ったかんきつ栽培や放牧の技術を、増田さんが代表を務める「かしま放牧研究」や道の駅等を巻き込んで展開していくことも検討しており、担い手やブランドの育成を通じて地域経済の活性化に貢献していく考えです。

第6節 鳥獣被害対策

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄や離農の要因になるなど、農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。このため、被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、有害鳥獣をプラスの存在に変えていくことが重要であり、ジビエ用の拡大に向け、より安全・安心なジビエを提供するための取組等が必要となっています。

本節では、鳥獣被害防止対策やジビエ利用等に向けた取組について紹介します。

(1) 鳥獣被害防止対策の推進

(野生鳥獣による農作物被害額は前年度に比べ増加)

シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害額は、平成22(2010)年度の239億円をピークに減少傾向にあり、近年は横ばい傾向で推移していましたが、令和6(2024)年度は188億円と、前年度に比べ24億円増加しました。これは、北海道を中心にシカの被害額が増加したことや、イノシシの被害額が全国的に増加したこと、九州地方を中心にヒヨドリの飛来数が増え鳥類の被害額が増加したこと等によるものです。鳥獣種類別に見ると、シカによる被害額が79億円で最も多く、次いでイノシシが45億円、鳥類が31億円となっています。

全国各地で鳥獣被害対策が進められている一方、野生鳥獣の生息域の拡大や荒廃農地の増加等を背景として、鳥獣被害は継続的に発生しています。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に深刻な影響を農山漁村に及ぼしていることを踏まえ、更なる対策の強化を図っていくことが必要です。

(鳥獣の捕獲強化等に向けた取組を推進)

鳥獣被害の防止に向けて、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進するとともに、同計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備や捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払い、緩衝帯の整備を推進しています。また、大学等と連携した対策の企画を高度専門人材の育成や、地域外の狩猟免許所持者の活用等を通じて、同実施隊等への配置の促進を図っています。

令和7(2025)年4月末時点における同計画の作成市町村数は1,525市町村と、前年同月に比べ7市町村増加しました。また、同実施隊を設置する市町村数は1,266市町村、同実施隊の隊員数は4万3千人となっています。農林水産省では、鳥獣被害防止総合対策交付金により、同計画に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、鳥獣対策に係る総合的な人材育成等を支援しています。

また、捕獲による個体数の管理について、農林水産省では、環境省と連携し、農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシの生息頭数を平成23(2011)年度比で令和10(2028)年度までに半減させることを目標とし、捕獲強化を支援しているところです。

さらに、シカやイノシシ等は、都府県や市町村をまたいで移動するため、広域的な捕獲の強化に加え、集落点検活動を通じた侵入防止柵の正しい維持管理や放任果樹の除去等といった生息環境管理等の実施を進めるなど、集落や地域が鳥獣被害対策の当事者として主体的に取り組むことが必要です。

くわえて、クマについては、令和7(2025)年度のクマによる死者数が過去最多の13人となるなど、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、政府は令和7(2025)年11月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催し、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策を「クマ被害対策パッケージ」として取りまとめました。

同パッケージの関連施策を推進することにより、人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増え過ぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマの住み分けの実現を図ることとしています。また、令和8(2026)年3月に同会議において、同パッケージに含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ、効果的な推進を図ることを目的とし、「クマ被害対策ロードマップ」を取りまとめました。農林水産省としては、捕獲単価の増額を含む農業集落周辺個体の捕獲強化、緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、二重の電気柵による防護強化等の対策を推進していくこととしています。

このほか、高齢化が進む捕獲人材の育成・確保に向けて、現場での見学・体験を内容とするセミナーの開催を支援しているほか、狩猟免許取得時の研修・講習や狩猟免許取得後の経験の浅い者を対象としたOJT研修等の実施を支援しています。

今後、野生鳥獣による様々な問題がますます深刻になると懸念される中、農林水産省では、ICTの更なる活用や侵入防止柵の広域化等の効率的な対策を講じていくこととしています。

(事例) 野生鳥獣の潜み場となる農地の解消により、鳥獣被害が減少(山口県)

鳥獣被害は営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄の要因となっています。

さらに、この耕作放棄された農地の藪等が野生鳥獣の潜み場となることで、農作物への更なる鳥獣被害を招く可能性があることから、このような農地の解消を図っていくことが重要です。

山口県下関市の朝生地区では、平成14(2002)年頃からシカやイノシシによる農作物への鳥獣被害の拡大もあり、耕作放棄された農地も発生していました。そこで、これらの農地の解消に向けて、平成26(2014)年から、農事組合法人朝生農地を借りて、営農を再開する取組を開始しました。

また、同県では、耕作放棄された農地等に電気牧柵等を設置して牛を放牧する「山口型放牧」を推進しています。同地区においても、同法人による営農再開が難しい農地を対象に、令和3(2021)～5(2023)年度まで「山口型放牧」を導入し、雑草管理と野生鳥獣の潜み場の除去を行いました。

くわえて、同地区一体となり、野生鳥獣の侵入防止柵の設置を行いました。

このような取組により、同地区での野生鳥獣による農作物被害額は減少しました。

同地区では、近隣の地区とも連携し、地域全体となって引き続き鳥獣被害対策に取り組むこととしています。

第7節 都市農業の振興と農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大

都市農業は、農業のPR拠点として農業・農村への理解を深める重要な役割を發揮しています。また、農村に関心と関わりを持つ農村関係人口の拡大に当たっては、農村の支えとなる人材の裾野を拡大する必要があり、農村のファンとも言うべき「農村関心層」を創出することが重要です。

本節では、都市農業の振興、農業体験の推進や棚田・農業遺産等の魅力の発信の取組について紹介します。

(1) 都市農業の振興

省略

(1) 農業体験の推進

省略

(3) 棚田・農業遺産等の魅力の発信

(棚田地域振興法に基づき指定棚田地域は749地域に拡大)

令和7(2025)年4月の改正後の棚田地域振興法により、棚田を核とした地域振興の取組を支援するとともに、棚田地域振興コンシェルジュによる情報提供等を推進しています。

令和7(2025)年度までに、同法に基づき累計で749地域が指定棚田地域に指定されたほか、指定棚田地域において指定棚田地域振興協議会が策定した認定棚田地域振興活

動計画は173計画となっています。

また、令和4(2022)年に創設した「つなぐ棚田遺産オフィシャルサポーター制度」により、棚田地域における企業連携を推進しており、令和7(2025)年3月末時点で44の企業・団体等が棚田地域の振興に関する取組を行う公式サポーターとして認定されています。

(世界農業遺産に新たに2地域が認定)

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業システムをFAOが認定する制度であり、令和7(2025)年8月には、新たに島根県奥出雲地域と和歌山県有田・下津地域の2地域が認定され、国内の世界農業遺産認定地域は17地域となりました。

また、日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度であり、認定地域は28地域となっています。

農林水産省は、農業遺産地域の魅力を広く発信し、地域活性化を図る取組の一環として、農業遺産地域等の高校生による複数の農業遺産地域の製品を使った食品のアイデアを競う「高校生とつながる！つなげる！ジーニアス農業遺産フードコンテスト」を開催しています。

(世界かんがい施設遺産に新たに2施設が認定)

世界かんがい施設遺産は、歴史的・社会的・技術的価値を有し、かんがい農業の画期的な発展や食料増産に貢献してきたかんがい施設をICIDが認定・登録する制度であり、令和7(2025)年9月に、我が国で新たに湯の口ため池・井手(熊本県山鹿市)と竹田のかんがい用水群(大分県竹田市)の2施設が認定され、国内認定施設数は56施設となりました。世界かんがい施設遺産を活用した、かんがいの歴史と発展の理解促進、地域活性化を図る取組を推進しています。

(「ディスカバー農山漁村の宝」に27団体と3人を選定)

「ディスカバー農山漁村の宝」は「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国へ発信することにより、他地域への展開を図る取組です。

第12回目となる令和7(2025)年度には、全国から27団体と3人を選定し、選定数は累計で375件となりました。

農林水産省は、選定された地区の活動を「ディスカバー農山漁村の宝」特設ウェブサイト等で紹介し、情報発信することにより、農山漁村地域の活性化に対する国民の理解の促進に取り組むとともに、農山漁村における所得の向上と雇用の創出を推進しています。